実験動物飼養保管状況の自己点検票

|  |  |
| --- | --- |
| 飼養保管施設の名称 |  |
| 管理者氏名（部局の長） |  |
| 実験動物管理者氏名 |  |
| 飼養者（人数） | 名 |
| 飼養保管動物種および数 | 動物種：　　　　　　　　　飼養数※１： |
| 点検実施日および実施者 | 実施日：　　　　　　　　　実施者※２： |

※１飼養数は点検実施日の数とする。

※２点検実施者は、原則として実験動物管理者となる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | | 点検結果 | 備考 |
| 飼養保管の方法 | 適切な給餌・給水が実施されているか？ | □ Yes  □ No |  |
| 生理、生態、習性等に応じ、必要な健康の管理がなされているか？ | * Yes * No |  |
| 種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保はされているか？ | * Yes * No |  |
| 実験目的以外の傷害や疾病の発生予防措置、発生時の治療等が実施されているか？ | □ Yes  □ No |  |
| 動物の導入時に検疫、隔離飼育等を実施しているか？ | □ Yes  □ No  □ 該当せず |  |
| 飼育環境への順化、順応を図っているか？ | □ Yes  □ No |  |
| 異種動物の同一飼育室での飼育、複数個体の同一ケージでの飼育の際、組合せに配慮しているか？ | □ Yes  □ No  □ 該当せず |  |
| 施設の構造等 | 飼育ケージは、動物が自然な姿勢で日常的な動作を行える大きさを有するか？ | □ Yes  □ No |  |
| 飼育室の温度、湿度、換気、照度は、動物に過度のストレスがかからない範囲にあるか？ | □ Yes  □ No |  |
| 飼育室、飼育装置の等の床、内壁、天井は清掃や衛生状態の維持が容易な構造を有しているか？ | □ Yes  □ No |  |
| 突起物、穴、くぼみ、斜面等で動物が傷害を受けるおそれはないか？ | □ Yes  □ No |  |
| 教育訓練 | 飼養保管の方法、廃棄物処理の方法、逸走時や緊急時の対応、その他の飼養保管施設での具体的な作業手順等を記載したマニュアル等が整備されているか？ | □ Yes  □ No |  |
| マニュアル等による動物実験従事者や飼養者への教育を実施しているか？ | □ Yes  □ No |  |
| 生活環境の保全 | 動物死体および汚物の保管、処理は適切に行われているか？ | □ Yes  □ No |  |
| 施設は常に清潔に保たれているか？ | □ Yes  □ No |  |
| 悪臭、騒音、害虫等の発生により、施設周辺からの苦情はないか？ | □ Yes  □ No |  |
| 危害等の防止 | 飼育室や飼育装置は、動物が逸走しない構造及び強度を有しているか？ | □ Yes  □ No |  |
| 関係者に、実験動物に由来する微生物感染、アレルギー、怪我に対する防護措置（隔離飼育装置の設置、マスク、グローブ、ゴーグル等の着用等）を採っているか？ | □ Yes  □ No | 防護措置： |
| 動物の数及び状態の確認のため、日常的な管理、点検、巡回等を実施しているか？ | □ Yes  □ No |  |
| 動物による危害防止に必要な情報（動物の取り扱いや実験に伴う病原体や有害化学物質等に関する情報）の保有が共有されているか？ | □ Yes  □ No  □ 該当せず |  |
| 実験に無関係な者の立入制限をしているか？ | □ Yes  □ No |  |
| 有毒動物（毒ヘビ等）を飼養保管する場合、抗毒素血清等の救急医薬品の準備はあるか？　また、医師による救急措置が行えるか？ | □ Yes  □ No  □ 該当せず |  |
| 動物の逸走に備えた捕獲器具は備えられているか？ | □ Yes  □ No |  |
| 人に危害を及ぼすおそれや環境保全上の問題のある実験動物（特定動物、特定外来生物、遺伝子組換え動物等）が施設外へ逸走した場合の連絡先は明確か？ | □ Yes  □ No  □ 該当せず | 連絡先： |
| 地震や火災発生時の緊急対応措置の計画が整備されているか？ | □ Yes  □ No |  |
| 人と動物の共通感染症に関する知識の習得、情報の収集はされているか？ | □ Yes  □ No |  |
| 人と動物の共通感染症が発生した場合の学内連絡先は明確か？ | □ Yes  □ No | 連絡先： |
| 記録管理 | 実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳等が整備されているか？ | □ Yes  □ No |  |
| 人に危害を及ぼすおそれのある実験動物（特定動物、危険な特定外来生物等）には、個体識別措置が講じられているか？ | □ Yes  □ No  □ 該当せず | 個体識別法： |
| 輸送 | 動物の輸送に際し、動物の健康及び安全、人への危害防止の点で問題は生じていないか？ | □ Yes  □ No |  |

点検結果で、Noのチェックした場合には、備考欄にその理由を記入すること

備考欄の具体的事項も記入すること

点検は動物を飼育している状態で行うことを前提とするが、点検時に動物が飼育されていない場合は、飼育時を顧みて点検を行うこと